## スポーツ少年団登録規程施行細則

- 第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条に関する事項について定める。
- 第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。
  - 1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を充分に考慮し、個別に対応するものとする。
  - 2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(以下「公認指導者資格」という。)保有者(ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。)とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
  - 3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員 10 名以上と指導者 2 名以上 で構成されるものとする。
  - **4.** 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者(次のいずれかにあてはまる者)としなければならない。
    - (1) 令和元(2019) 年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
    - (2) スタートコーチ (ジュニア・ユース) 資格保有者
    - (3) 令和元(2019) 年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5(2023) 年度まで引き続き登録を行っていた者
    - (4) 令和2 (2020) 年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者
  - **5.** 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の(1)または(2)を満たせばよいものとする。
    - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合 この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にス タートコーチ (ジュニア・ユース) 養成講習会の受講を修了すること。
    - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない (0名の) 場合 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の受講を修了すること。
  - 6. 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
  - 7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
  - 8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
  - 9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、 8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
  - 10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、 9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所 属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
  - **11.** 日本スポーツ少年団への登録料は団員 1 名 300 円、指導者、役員およびスタッフ 1 名 700 円とする。
- 第3条 登録者の個人情報は、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。
- **第4条** この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

- **附則1** 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。
- **附則2** 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月 1日から施行する。
- 附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。
- **附則4** 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。
- 附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。
- **附則6** 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。
- **附則7** 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。
- **附則8** 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。
- **附則9** 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。
- **附則10** 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。
- **附則11** 本細則は平成30年4月1日から改定施行する。
- **附則12** 本細則は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
- **附則13** 本細則は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
- **附則14** 1. 本細則は令和2年10月14日から改定施行する。
  - 2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、 これを適用しない(「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録 することを可能とする)。ただし、次の(1)または(2)を満たす必要がある。
  - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
  - この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度 にスタートコーチ (スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。
  - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名の)場合 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコー チ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。
- **附則15** 1. 本細則は令和2年11月20日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
  - 2. 第2条第2項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和5年度までは指導者として登録することができるものとする。
- **附則16** 1. 本細則は令和2年11月20日から改定施行する。
  - 2. 第2条第2項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和5年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。
- **附則17** 1. 本細則は令和3年11月26日から改定施行する。
  - 2. 第2条第4項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない(「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次の(1)または(2)を満たす必要がある。
  - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
  - この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。
  - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない (0名の)場合 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ (スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

- **附則18** 本細則は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。
- **附則19** 1. 本細則は令和4年11月25日に改定し、令和5年4月1日から施行する。
  - 2. 第2条第4項は、令和5年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない(「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次の(1)または(2)を満たす必要がある。
  - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
  - この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ (スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。
  - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない (0名の) 場合 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和5年度にスタートコーチ (スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。
- **附則20** 本細則は令和6年3月1日に改定し、令和6年4月1日から施行する。

別表(単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数)

		指導者		団員
		理念〇	理念×	
		18 歳以上	18 歳以上	
パターン	A	2名		10名
	В <b>Ж</b>	1名	1名	10名
	C <b>※</b>	0名	2名	10名

理念〇:第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- (1) 令和元(2019) 年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ (ジュニア・ユース) 資格保有者
- (3) 令和元 (2019) 年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5 (2023) 年度 まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和 2 (2020) 年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である 者

※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能(第2条第5項に基づくパターン)。